具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

様式13

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	令和８年度バックオフィスDX総務事務システム関連検討支援等業務委託	01情報処理	株式会社日立製作所　関西支社	43,958,200	令和8年8月31日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号	W2	適用
2	令和８年度　総務事務システム用オンラインタイムレコーダ継続借入	02事務用品賃貸	三菱HCキャピタル株式会社　関西第一営業部	16,709,880	令和8年9月1日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G3	－

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度バックオフィスＤＸ総務事務システム関連検討支援等業務委託

２　契約の相手方

株式会社日立製作所　関西支社

３　随意契約理由

株式会社日立製作所は、総務事務システムの開発業者であることから、本システムの構成・運用（保守環境）及び既存連携仕様、改修履歴等などについて熟知しており、本業務は本システム環境に対する検証作業を含むことから、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、性能・作動状態等を保証することができないため。

４　根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第１項第２号

５　担当部署

総務局人事部管理課（電話番号　06－6105－2054）

随意契約理由書

１　案件名称

令和８年度　総務事務システム用オンラインタイムレコーダ継続借入

２　契約の相手方

三菱ＨＣキャピタル株式会社　関西第一営業部

３　随意契約理由

当該機器のうち 500 台については、平成 30 年９月から借入を行っており、令和５年９月から再リースを行っている。また、うち 10 台については令和５年９月から新規借入を行っているところである。当該機器はいずれも問題なく稼働していることに加え、運用保守についても業務に支障なく対応されていることから、継続して使用することについては問題ないと認められる。継続借入を行うことにより、新規調達よりも安価に調達することが可能であるため、当該事業者を相手方として特名随意契約を行うものである。

４　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

５　担当部署

総務局人事部管理課（電話番号　06－6105－2059）